

様式第1号

令和5年 6月 23日

静岡県知事 川勝平太 殿

[設置者の名称] 静岡アルス美容専門学校

[代表者の役職] 理事長 [代表者の氏名] 大磯 誠

### 大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

#### ○申請者に関する情報

大学等の名称	静岡アルス美容専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	静岡県掛川市葛川 1155 番地の 2
学長又は校長の氏名	宮武 貴太
設置者の名称	学校法人掛川学園
設置者の主たる事務所の所在地	静岡県掛川市葛川 1155 番地の 2
設置者の代表者の氏名	大磯 誠
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	教務・宮武貫太	0537-22-0039	shizuoka.ars@gmail.com
第2号の1	教務・宮武貫太	0537-22-0039	shizuoka.ars@gmail.com
第2号の2	教務・宮武貫太	0537-22-0039	shizuoka.ars@gmail.com
第2号の3	教務・宮武貫太	0537-22-0039	shizuoka.ars@gmail.com
第2号の4	教務・宮武貫太	0537-22-0039	shizuoka.ars@gmail.com

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	静岡アルス美容専門学校
設置者名	学校法人掛川学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	美容科	夜・通信	1980 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			

(備考)

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページより公表 アドレス <https://www.ars.ac.jp/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	静岡アルス美容専門学校
設置者名	学校法人掛川学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページより公表 アドレス <https://www.ars.ac.jp/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	NPO 法人魅力開発研究所 理事長	4年4月1日 ～6年3月 31日	現職で開発したノウハウを学生の教育に生かす
非常勤	(有)イッソデザインスタジオ	4年4月1日 ～6年3月 31日	美容の最新技術を学生の教育に生かす
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	静岡アルス美容専門学校
設置者名	学校法人掛川学園

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・授業方法について、座学は教科書中心、問題演習を継続実施、実技はお手本の展示、見本の展示、目標までの工程を具体的に示し、出来ないところを改善していく
- ・到達目標について、座学は国家試験合格レベル、実技は卒業後の即戦力をそれぞれ目標とする
- ・成績評価の方法は期末試験結果や授業態度、レポート提出などの状況を加味する
- ・シラバスの作成については、美容業界の現状と今後の課題を調査し、現代の学生の学び方を考慮し、作成する
- ・シラバスは毎年教務部と相談し作成を行い、公表時期に関しては、毎年2月から3月に公表予定

#### 授業計画書の公表方法

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

各学生の各学期末の教科課目別試験の学修成果を、100点満点とする6段階の評価で行い、A～Eを合格とし、Fは不合格とし、合格した場合に評価する方法に基づき、出席状況、卒業試験状況を勘案し成績評価を行い、単位授与、履修認定を実施し、卒業を認定している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・教科課程に従い、教科課目別試験の成績が、100点満点とする6段階の評価を行い、A～Eを合格とし、Fは不合格とし、合格した場合に評価する。

A 100～75点 B 74～63点 C 62～50点 D 49～43点 E 42～30点 F 29点以下

・成績の分布状況は管理表にて一括で把握

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・学則で定める教科課目別に学年ごとの単位数（授業時間数）を満たしていること。

・教科課程に従い、教科課目別試験の成績が、100点満点とする6段階の評価を行い、A～Eを合格とし、Fは不合格とし、合格した場合に評価する。

・校内で行う試験にすべて合格をしていることが卒業の認定にあたって必要な条件です。救済措置として再試験や再々試験を実施し、学生の指導を行い合格へ導きます。試験内容は学期または学年で必要な訓練を行うため、細かな項目がそれぞれ異なります。

・本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等においては卒業を認めない。（懲罰委員会）

・全ての課目について、上記の条件を満たした者について卒業を認める。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
----------------------	---

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	静岡アルス美容専門学校
設置者名	学校法人掛川学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
収支計算書又は損益計算書	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
財産目録	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
事業報告書	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
監事による監査報告（書）	ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
衛生		専門課程	美容科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		開設している授業の種類		
		講義	演習	実習	実験	
2年		2010 時間/単位		690 時間	0 時間	
		単位時間／単位		1320 時間	0 時間	
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	
70人		23人	0人	8人	5人	
		単位時間／単位		総教員数		
		13人				

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業方法については座学は教科書中心、問題演習を継続実施、実技はお手本の展示、見本の展示、目標までの工程を具体的に示し、出来ないところを改善をしていく</li> <li>・到達目標については座学は国家試験合格レベル、実技は卒業後の即戦力をそれぞれ目標とする</li> <li>・成績評価の方法は期末試験結果や授業態度、レポート提出などの状況を加味する</li> </ul>
成績評価の基準・方法
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科課程に従い、教科課目別試験の成績が、100点満点とする6段階の評価を行い、A～Eを合格とし、Fは不合格とし、合格した場合に評価する。</li> </ul>
A 100～75点 B 74～63点 C 62～50点 D 49～43点 E 42～30点 F 29点以下
・成績の分布状況は管理表にて一括で把握
卒業・進級の認定基準
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則で定める教科課目別に学年ごとの単位数（授業時間数）を満たしていること。</li> <li>・教科課程に従い、教科課目別試験の成績が、100点満点とする6段階の評価を行い、A～Eを合格とし、Fは不合格とし、合格した場合に評価する。</li> <li>・本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等においては卒業を認めない。（懲罰委員会）</li> </ul>

・全ての課目について、上記の条件を満たした者について卒業を認める。

**学修支援等**

(概要)

入学時、指定校推薦入学者については、入学金と入学検定料の免除を実施

**卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）**

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
13人 (100%)	0人 ( %)	13人 ( %)	人 ( %)
(主な就職、業界等)			
美容室、ネイルサロン、まつ毛エクステ専門サロン、化粧品メーカー			
(就職指導内容)			
県内外からの求人表を公開し、サロン見学を推進し、面接指導を実施			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
美容師国家試験受験資格、色彩検定3級、日本メイクアップ技術検定、色彩技能パーソナルカラー検定			
(備考) (任意記載事項)			

**中途退学の現状**

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
23人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
教員間の情報共有で早期のカウンセリング、保護者または第三者との面談を設ける		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	100,000 円	360,000 円	588,000 円	実習費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページより公表 アドレス <a href="https://www.ars.ac.jp/">https://www.ars.ac.jp/</a>
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会の提言を踏まえ、学校運営や教育活動等ガイドラインの各評価項目について改善等することで、学校の質の向上を図ることを基本方針とする。 ・主な評価項目 以下の 7 点において、主な評価項目になります。 1. 教育理念目標 2. 学校運営 3. 教育活動 4. 学習成果 5. 学生支援 6. 教育環境 7. 学生の受け入れ募集 8. 財務 9. 法令等の遵守 ・評価委員の構成 これからグローバル化や高齢化社会を見据え、委員の定数は現在 5 名で、委員の選出区分については企業と卒業生により構成をし、さまざまな方向から学校評価していくことで、心身の美と社会貢献へ向けた教育を目指すべく構成しております。 ・評価結果の活用方法 評価いただいた結果については、真摯に受け止め、教職員全体で共有を行い、今後の改善へ向けてより教育を強化するべく、今後どのように教育を行っていくかなどを検討する教職員教育内容検討会を行い、教職員の研修を毎学期の始めと終わりの時期に実施し、教育内容の検討を行うよう活用していきます。
学校関係者評価の委員
所属 任期 種別
NPO 国際教育文化交流会 理事長 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 企業等委員
有限会社ツルギ 取締役 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 企業等委員
一般財団法人静岡県高等学校野球連盟 審判副部長 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 企業等委員
鮎屋 みやぎ 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 企業等委員
卒業生 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 卒業生

**学校関係者評価結果の公表方法**

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページより公表 アドレス <https://www.ars.ac.jp/>

**第三者による学校評価（任意記載事項）**

**c) 当該学校に係る情報**

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページより公表 アドレス <https://www.ars.ac.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	
学校名	静岡アルス美容専門学校
設置者名	学校法人掛川学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		4人	4人	4人
内訳	第Ⅰ区分	4人	3人	
	第Ⅱ区分	0人	1人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				4人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目的単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人	0人
計		0人	0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	0人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限りる。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人	0人
計		0人	0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。